



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

育児、介護休業の改正

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備することになりました。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され平成22年6月に施行されました。

1. 子育て期間中の働き方の見直し

3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務として労働者からの請求があったときの所定労働時間の免除を制度化する。子の監護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日) 女性の育児休業取得率は9割に達する一方、約7割が第1子出産を機に離職しています。また、子が多いほど病気で仕事を休むニーズは高まりますが、これまでは、子の看護休暇の付与日数は、子の人数に関わらず年5日でした。

2. 父親も子育てができる働き方の実現

父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパママ育休プラス) 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。配偶者が専業主婦(夫)の場合、育児休業を取得を不可にできる現行制度を廃止。勤労世帯の過半数が共働き世帯となっているなか、男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つこと環境づくりが求められています。男性の育児休業取得率は、1.23%で、男性が子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準です。また、改正前は、配偶者が専業主婦(夫)であったり、育児休業中であつたりした場合、労使協定によって労働者本人から育児休業申請を拒める制度がありました。改正によってこれが廃止され、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できるようになります。

3. 仕事と介護の両立支援

介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日) 家族の介護・監護のために離転職している労働者が平成14年からの5年間で約50万人存在しています。

出生率は1.37にとどまり、このままでは現役世代が減る一方です。育児休業取得率は女性90.6%に対し、男性はわずか1.23%です。夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高いという調査もあるようで、法改正の背景にはやはり深刻な少子化にあります。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

Question (年金型生命保険二重課税問題)

現在新聞報道で話題になっている年金型保険の二重課税問題について教えてください。

Answer

平成22年7月6日付最高裁判決において、年金の各支給額のうち相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象とならないものというべきであると判示され、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

この判決を受け、7月7日野田財務大臣は所得税の還付請求期間である過去5年分の所得税は更正の請求を経て減額更正する形で還付し、5年を超える部分についての救済も検討を行っていると発表しました。

解説



< 裁判概要 >

年金型生命保険契約に基づいて支払われた1年目の年金が雑所得として課税されたことに基因したもので、年金受給権に相続税を課税し、年金に所得税を課税することが違法な二重課税であるか争われていた事件でした。

< 最高裁判所の判決 >

相続税の課税を受けた年金受給権部分は所得税法上二重課税に当たる。

A: 年金総額

B: 年金受給権として相続税の対象となった部分

年金年額230万円 × 年金受給期間10年 × 定期金権利価額60% (*旧相続税法24条) = 1,380万円

A	2,300万円	
B	1,380万円	運用益 920万円

相続税の対象となる年金受給権(A)と毎年の年金のうち運用益を除いた元本(現在価値)部分(B)は経済的価値が同一であり、争点となった1年目の年金は全額が元本に当たると判断しています。しかし、2年目以降については具体的な判断を示していません。

2年目以降の年金は運用益が含まれるため所得税が課税される可能性があり、今後の動向が注目されています。

< 更正の請求 >

更正の請求とは税額が過大であった場合、自発的に申告の訂正をし、税金の還付を請求することを言います。還付請求期間は5年です。

< 今後の動向 >

今回のようなケースは生命保険会社一社で平均3,000件、所得税を還付する必要があるのは全体で数万件にもものぼると報じられています。また、野田財務大臣は今回の年金保険だけでなく、ほかの金融商品でも二重課税に当たるケースがないかを調査し、来年度の税制改正で見直すという方針を発表しています。現段階では対応策等が具体的に決定されておりませんので、税理士等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

根拠条文等

所得税法第9条1項15号、所得税法第207条、所得税法第208条

相続税法第3条1項1号、相続税法第22条、相続税法第24条1項

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp まで